

●育成したい生徒像

- ・21世紀の日本や国際社会の発展と平和に貢献し、いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
- ・自己の優れた一面に対する自信とさらに伸ばそうとする意欲を持ち、社会に主体的に関わっていく人間

いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内委員(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・生徒指導部副主任・保健相談部主任・保健相談部副主任・生徒会指導部主任・図書研修部主任・各学年主任・保健主事・養護教諭・関係学級担任・関係学級副担任)及び外部委員(スクールカウンセラー・PTA会長・母の会会長)

PTA及び関係機関との連携

いじめ問題を認知したら、関係の生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と連携して解決を図る。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止推進法第2条より)

いじめに関する基本的認識

- ①いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、人権侵害である。
- ②いじめは、どの生徒にも、どの学級においても起こり得る問題である。
- ③いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為である。
見て見ぬふりをすることは、いじめの助長につながり、いじめを行う生徒に負担することにもなる。
- ④いじめの様態は様々である。
- ⑤いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦いじめは、解消後も注視や観察が必要である。
- ⑧いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨いじめは、家庭環境や家庭教育の在り方も関わりを持つ問題である。
- ⑩いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

いじめの防止

●いじめを許さない学校づくり

- ①学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感じるよう適切に指導する。
- ②奉仕活動等を通して、人間関係や生活経験を豊かなものにする教育活動を推進する。
- ③ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。
- ④学校生活の中では、生徒同士のトラブルは避けられないが、そのようなトラブルがいじめへと発展していくことのないよう未然防止に努める。
発生してから対応(事後対応)の考え方から「問題が発生しにくい学校風土づくり」へ考え方をシフトする。「被害者を守る」という意味だけでなく、「加害者にさせない」という視点で未然防止策を講じる。

●いじめを許さない学級づくり

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させる。
- ②いじめははやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にしっかり定着させる。
- ③生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりを目指す。
- ④いじめの大半は言葉によるものである。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行い、人の気持ちを考えて行動できる集団を目指す。

●授業規律の確立 ●ホームルーム活動 ●情報モラル教室 ●学校行事 ●生徒会活動 ●学校として特に配慮が必要な生徒に対する理解と支援 ●長崎っ子の心を見つめる教育週間 ●挨拶運動 ●校務の効率化 ●学校評価

いじめに対する処置

- ①いじめ情報の把握と事実確認 ②対応チームの編成 ③対応方針と役割分担の決定 ④事実の究明と支援及び指導 ⑤いじめ関係者への指導

重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、及び、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、速やかに事実関係を明確にするために調査を行い、いじめを受けた生徒・保護者へ必要な情報を提供する。

また重大事態が発生した旨を、県教育委員会へ報告する。長崎県いじめ防止基本方針に従い、適切に対応する。